

令和 8 年 4 月 1 日

健康保険

被扶養者届(異動届)(増・減)

常務理事	事務長	事務長補佐	係長(主査)	係

被 保 險 者 欄	採用日以降	4045	氏名	徳山 進	男	生年月日	平成 10 年 11 月 23 日
	番号		資格取得年月日	採用日	8 年 4 月 1 日	標準報酬月額	※ 千円
	勤務する事業所の名称		住民票住所	〒 743 - 2323 山口 都道府県	光市中央11丁目4番29号	住民票の記載通りの住所を記入。 丁目・番地を省略しない	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院		居所住所 住民票と異なる場合のみ	〒 - 都道府県			

被 扶 養 者 欄 1	被扶養者の氏名	性別	個人番号	続柄	職業	月平均収入額	(増の場合) 扶養し始めた事由 令和 8 年 4 月 1 日	(減の場合) 扶養しなくなった事由 令和 8 年 4 月 1 日	※ 認定日 削除日
	(フリガナ) トクヤマ ハナコ	女	生年月日	妻	パート	5万	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日
	徳山 花子		1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 平 12 . 9 . 9						
	住民票住所	〒 - 都道府県 同上						資格確認書	必要
	居所住所 住民票と異なる場合のみ	〒 - 都道府県						(理由番号) 裏面から選択	
被 扶 養 者 欄 2	(フリガナ) トクヤマ イチロウ	男	2 3 4 5 2 3 4 5 2 3 4 5 令 7 . 5 .	長男	無	0	以下事由に該当する場合のみ <input checked="" type="checkbox"/> と理由番号		
	徳山 一朗								
	住民票住所	〒 - 都道府県							
	居所住所 住民票と異なる場合のみ	〒 - 都道府県							
	徳山 太郎	父	年金	5万	令和 8 年 4 月 1 日				
被 扶 養 者 欄 3	(フリガナ) トクヤマ タロウ	男	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 昭 31 . 3 . 1	父	年金	5万	令和 8 年 4 月 1 日	資格確認書 発行要否	必要
	徳山 太郎								
	住民票住所	〒 740 - 2828 山口県 都道府県 岩国市今津町1丁目51-4 101号室						(理由番号) 裏面から選択	
居所住所 住民票と異なる場合のみ	〒 742 - 2828 山口県 都道府県 柳井市南町一丁目20番3号								

(裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。)

受付日付印

扶養事情書(A)・扶養事情書(B)もあわせて提出

■被扶養者認定に必要な提出書類一覧

[記号説明] ●=必ず提出する書類 ○=該当する場合に提出する書類		身分証明			収入証明			比較		送金		
		被扶養者届(異動届)	扶養事情書(A・B)	「住民票」(世帯全員分) ※統柄の記載があるもの 確認できない場合	「学生証」「在学証明書」 ※有効期限の記載があるもの	「退職証明書」または「健保保険喪失証明書」 【全部事項証明書(戸籍謄本)】 ※別居の場合または世帯分離のため住民票で統柄が 確認できない場合	パート・アルバイト(源泉徴収票) ※就業してて年未調整を行っていない場合は 「直近3ヶ月分の給与明細書」	自営業・給与や年金以外の収入がある人 【確定申告書第3表+収支内訳書】	年金受給者 〔課税証明書〕 +下記書類 〔年金決定(改定)通知書〕等	個人年金 〔年金支払証明書〕等	別居の場合の送金証明 〔銀行振込控〕または〔現金書留控〕 夫婦共同扶養の場合の収入比較 〔配偶者の源泉徴収票〕	
同居でなくてもよい人	配偶者		●	● A	●			○	○	○	○	
	新生児		●	● B							○	
	18歳未満		●	● B	●						○	
	子	18歳以上	学生	●	● B	●	●			○	○	
		学生以外	●	● A	●			○	○	○	○	
	父・母		●	● A	●		○	○	○	○	○	
	祖父母・曾祖父母		●	● A	●		○	○	○	○	○	
	弟・妹・孫	18歳未満		●	● A	●		○			○	
		18歳以上	学生	●	● A	●	●	○		○	○	
			学生以外	●	● A	●		○	○	○	○	
同居が条件の人	兄・姉	18歳以上	学生	●	● A	●	●	○		○	○	
			学生以外	●	● A	●		○	○	○	○	
	義父・義母		●	● A	●		○	○	○	○	○	
	甥・姪	18歳未満		●	● A	●		○				
		18歳以上	学生	●	● A	●	●	○		○	○	
			学生以外	●	● A	●		○	○	○	○	
伯(叔)父・伯(叔)母		●	● A	●		○	○	○	○	○	○	
内縁の配偶者		●	● A	●		○	○	○	○	○	○	

住所の書き方

住民票住所を記入してください。住民票住所にお住まいではない場合は、居所住所も併せて記入してください。
「丁目・番地」などは省略せず、住民票の記載どおりに記入してください。

マイナンバーの登録

個人番号（マイナンバー）は、申請の際に必ず登録が必要です。誤りのないよう記入してください。

認定の注意点

*上記書類だけでは認定できない場合には、別途追加で書類を求める場合があります。